

表

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	総所得③			
	医療費		配偶者								山林所得			
	社会保険料		配偶者特別								分離短期譲渡			
	小規模企業共済		扶養								分離長期譲渡			
	生命保険料		基礎								株式等の譲渡			
地震保険料		所得控除合計②								上場株式等の配当				
(摘要)														

税額	市町	税額控除前所得割額④				
	村	税額控除額⑤				
	道府	所得割額⑥				
		均等割額⑦				
		税額控除前所得割額④				
	県	税額控除額⑤				
		所得割額⑥				
		均等割額⑦				
	特別徴収税額⑧					
	控除不足額⑨					
	既充当額⑩					
	既納付額⑪					
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑫)						
変更前税額⑫						
増減額(⑧-⑫)						
変更月						

受給者番号	氏名	指定番号
住		所
		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	総所得③			
	医療費		配偶者								山林所得			
	社会保険料		配偶者特別								分離短期譲渡			
	小規模企業共済		扶養								分離長期譲渡			
	生命保険料		基礎								株式等の譲渡			
地震保険料		所得控除合計②								上場株式等の配当				
(摘要)														

税額	市町	税額控除前所得割額④				
	村	税額控除額⑤				
	道府	所得割額⑥				
		均等割額⑦				
		税額控除前所得割額④				
	県	税額控除額⑤				
		所得割額⑥				
		均等割額⑦				
	特別徴収税額⑧					
	控除不足額⑨					
	既充当額⑩					
	既納付額⑪					
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑫)						
変更前税額⑫						
増減額(⑧-⑫)						
変更月						

受給者番号	氏名	指定番号
住		所
		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業者	不利益子	配当	給付	雑・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得			山林所得								分離短期譲渡			
	その他の所得計			分離長期譲渡								株式等の譲渡			
総所得金額①										上場株式等の配当					
										先物取引					

所得控除	雑損		障・寡・勤							控除標準	総所得③			
	医療費		配偶者								山林所得			
	社会保険料		配偶者特別								分離短期譲渡			
	小規模企業共済		扶養								分離長期譲渡			
	生命保険料		基礎								株式等の譲渡			
地震保険料		所得控除合計②								上場株式等の配当				
(摘要)														

税額	市町	税額控除前所得割額④				
	村	税額控除額⑤				
	道府	所得割額⑥				
		均等割額⑦				
		税額控除前所得割額④				
	県	税額控除額⑤				
		所得割額⑥				
		均等割額⑦				
	特別徴収税額⑧					
	控除不足額⑨					
	既充当額⑩					
	既納付額⑪					
差引納付額(⑧-⑩-⑪,⑫)						
変更前税額⑫						
増減額(⑧-⑫)						
変更月						

受給者番号	氏名	指定番号
住		所
		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

特別徴収義務者名

平成 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	個人番号				
	住所又は居所				
	平成 年 1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	
		千円	千円	市町村民税	道府県民税
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分				千円	千円
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分					
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日	
万円		年		年 月 日	
退職年月日				年 月 日	
(摘要)					
支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)			
	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は 名称	(電話)			

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「個人番号」の欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (10) 「支払者」の欄中の「個人番号又は法人番号」の欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

平成 年分 特別徴収票

第五号の十四の二様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	住所又は居所						
	平成 年 1月1日の住所						
	氏名	(役職名)					
	区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額		
				市 町 村 民 税	道 府 県 民 税		
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円	千 円	千 円	千 円		
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日	
万円		年		年 月 日		年 月 日	
(摘要)							
支払者	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名称						
		(電話)					

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

知事殿			特別徴収義務者	所在地及び名称										
平成	<input type="text"/>	年分		中途	<input type="text"/>	月分								
平成	<input type="text"/>	年		<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日提出							
法人番号														
旧法人番号														
							(所属)							
							(電話)							
処理事項				口座番号				加入者名						
支払金額			0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額			0 2											
(延 滞 金)			0 3											
納 入 金 額 合 計			0 4											
課 税 事 務 所								受 付 印						
(取 り ま と め 店)														
(取 り ま と め 局)				(円)										
上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について 申告します。				(都道府県保管)										

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。
- 「平成 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

道府県民税株式等譲渡所得割特別徴収税額計算書

区 分		支 払 金 額					税 額					
61	特定株式等譲渡所得金額											
	課 税 (a)	11										
	還付税額 (b)	12										
	非課税等 (c)	13										
計 (a)-(b)+(c)		14										
摘 要												

備考

- 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法第71条の51第3項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、同還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、株式等譲渡所得割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

知事殿		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称									
平成	□		年分	中途	□	月分						
平成	□		年	□	月	□	日提出	(印)				
法人番号												
旧法人番号												
		(所属)										
		(電話)										
処 理 事 項						口座番号			加入者名			
支 払 金 額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
税 額	0 2											
(延 滞 金)	0 3											
納 入 金 額 合 計	0 4											
課 税 事 務 所												
(取 り ま と め 店)												
(取 り ま と め 局)		(〒)										
		受 付 印										
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入 について申告します。 (都道府県保管)												

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
- 2 「平成 □□ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 4 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 5 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 6 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
- 7 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。
- 8 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 9 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 10 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区 分		支 払 金 額					税 額														
56 源泉徴収選択口座内配当等																					
課 税 (a)	15	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
還 付 税 額 (b)	16																				
非 課 税 等 (c)	17																				
計 (a) - (b) + (c)	18																				
摘 要																					

備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 4 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

公

(第一片)

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称								
平成		年分	中途										
平成		年			月		日提出						
法人番号													
旧法人番号					(所属)								
					(電話)								
処理事項				口座番号		加入者名							
支払金額		01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02											
	延滞金	03											
	合計	04											
課税事務所								領収日付印					
(取りまとめ店)													
(取りまとめ局)													
上記のとおり通知します。				(〒)									
												(都道府県保管)	

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

(第二片)

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称								
平成		年分	中途										
平成		年			月		日提出						
法人番号													
旧法人番号					(所属)								
					(電話)								
処理事項				口座番号		加入者名							
支払金額		01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02											
	延滞金	03											
	合計	04											
上記のとおり納入します。				※	口				領収日付印				
				日計	円								
				※印は郵便局において使用する欄です。									
												(金融機関又は郵便局保管)	

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

		(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者		所在地及び名称																	
平成		年分				中途		月分		(所属) 殿 (電話)													
平成		年				月		日提出															
法		人				番		号															
旧		法				人		番								号							
処理 事項								口座番号		加入者名													
支 払 金 額		0 1		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
納 入 金 額	税 額		0 2																				
	延 滞 金		0 3																				
	合 計		0 4																				
上記のとおり領収しました。												領 収 日 付 印		(納入者保管)									

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

--	--

申告区分	1. 新規登録(新車)	2. 新規登録(中古車)	3. 移転登録
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消登録
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)			
8. その他()			

取得原因	1. 売買	2. 相続
	3. 贈与	4. 所有権留保解除
5. その他()		

課税区分	1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除
	4. 減免(障害者・その他)	5. 免税点以下	6. 商品車
7. その他()			

自動車税	
自動車取得税	

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)
 知事殿
 次のとおり申告(報告)します。
 平成 年 月 日

第十六号の九様式(用紙日本工業規格A4)(第八条の十五及び第九条の二関係)

登録番号(車両番号)	運輸支局等	車種区分	かな	番号
(右詰で記入)		(右詰で記入)		

旧登録番号(旧車両番号)	運輸支局等	車種区分	かな	番号

登録(取得・変更・廃車等)年月日	初度登録年月(初度検査年)
年号 3.昭和 年 月 日 4.平成 年 月 日	年号 3.昭和 年 月 日 4.平成 年 月 日

住所又は所在地	〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇 (都道府県、市町村名、番地までを記入)	
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	
氏名又は名称		
生年月日	年号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日	
電話番号	(左詰で記入)	

住所又は所在地	氏名又は名称

住所又は所在地	氏名又は名称

住所又は所在地	氏名又は名称

用途	01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(被けん引車)	
種別	1.普通 2.小型 3.三輪 4.軽	
営業・自区分	1.営業用 2.自家用	
車体の形状	乗車定員	最大積載量
	人(人)	kg(kg)
原動機の型式	長さ	幅
	cm	cm
	高さ	cm

現実の取得価額	円
車両本体	, , , 000円
付加物	, , , 000円
付加物の内訳	(品名) (価額) 円
課税標準額	, , , 000円
税額	. , , , 00円

新(新車)エコー減税	記載要領12を参照		
上記以外	記載要領13を参照		
燃費	変速装置	構造	バリアフリー、ASV特例
km/l	AT・MT	A・B B1 B2	受・否 記載要領15を参照

年税額	, , , 00円
税額	, , , 00円
グリ例	1.電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 2.***かつ32年度燃費+10%達成 3.***かつ27年度燃費+20%達成 4.(27年度)電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 5.(27年度)***かつ27年度燃費+20%達成かつ32年度燃費達成 6.(27年度)***かつ27年度燃費+10%達成 7.ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 8.ディーゼル車新車新規登録後11年超
税額の合計	, , , 00円

車名(通称名)	型式
車台番号	類別区分番号
燃料の種類	
1.ガソリン 2.軽油 3.その他()	

主たる定置場	※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号
平成 年 月 日	
取得前の用途	
1.営業用 2.自家用 3.その他()	年

所有形態	
1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.譲渡担保 6.その他()	
申告・関わる報告該申告者に	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号

※この欄には記入しないこと。

第16号の9様式記載要領

- この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
また、移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録（取得・変更・廃車等）年月日」、「初度登録年月（初度検査年）」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」、「種別」、「當・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」又は「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇棟方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月（初度検査年）からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
 - 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス10%低減）（非課税）……1
 - （ろ）プラグインハイブリッド自動車（非課税）……2
 - （は）低排出ガスターゼン乗用車（非課税）……3
 - （い）17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+20%達成ガソリン車（乗用車）（非課税）……4
 - （は）17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+10%達成ガソリン車（乗用車）（20/100税率）……5
 - （へ）17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率）……6
 - （と）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率）……7
 - （ち）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）……8
 - （り）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+25%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（非課税）……A
 - （ぬ）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+20%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……B
 - （る）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……C
 - （を）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……E
 - （わ）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（80/100税率）……F
 - （か）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……H
 - （よ）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……K
 - （た）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……L
 - （れ）17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……M
 - （を）17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……N
 - （ろ）17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……P
 - （ぬ）17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……R
 - （な）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……T
 - （ら）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……U
 - （む）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……W
 - （ろ）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……X
 - （み）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……ア
 - （の）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……エ
 - （お）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……オ
 - （く）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（非課税）……カ
 - （や）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（20/100税率）……キ
 - （ま）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（40/100税率）……コ
 - （け）21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（60/100税率）……サ
 - （ふ）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（20/100税率）……シ
 - （こ）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（40/100税率）……ス
 - （え）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（60/100税率）……セ
 - （て）28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（7.5t超バス・トラック）（非課税）……ダ
 - （あ）28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（7.5t超バス・トラック）（20/100税率）……ヒ
 - （さ）28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（7.5t超バス・トラック）（40/100税率）……ホ
 - （き）28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（7.5t超バス・トラック）（60/100税率）……モ
- 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12（い）～（ぬ）、（く）～（え）のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、（く）～（え）については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）
また、「中古車特例」において、上記12（に）～（わ）のうち、JC08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費+20%達成」は「22年度燃費+80%達成」に、「32年度燃費+10%達成」は「22年度燃費+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+10%達成」は「22年度燃費+38%達成」に、「27年度燃費+5%達成」は「22年度燃費+32%達成」に、「27年度燃費+25%達成」は「22年度燃費+57%達成」に、「27年度燃費+20%達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+15%達成」は「22年度燃費+44%達成」に読み替えるものとする。
- 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、12の（に）～（き）のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
 - （い）ノンステップバス（1,000万円控除）……1
 - （ろ）リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）……2
 - （は）リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）……3
 - （に）ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）……4
 - （ほ）ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……5
 - （へ）ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除）……6
 - （と）ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除(H28.10.31まで)）……7
 - （ち）ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……8
 - （り）ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……9
 - （ぬ）ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……A
 - （る）ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除）……B
 - （を）ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除(H28.10.31まで)）……C
 - （わ）ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……E
 - （か）ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除）……F
 - （よ）ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（525万円控除）……H
 - （た）ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（525万円控除(H28.10.31まで)）……K
 - （れ）ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除(H28.11.1以降)）……L
 - （そ）ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（525万円控除）……M
- 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「グリーン化特例」の欄には、平成27年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する項目の番号を記入すること。
なお、「★★★★」は平成17年排出ガス75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

給与支払報告書（個人別明細書）

※												※種 別				※整 理 番 号				※			
支 払 を 受 け る 者	住 所	※区分												(受給者番号)									
														(個人番号)									
														(役職名)									
														氏 名 (フリガナ)									
種 別		支 払 金 額				給 与 所 得 控 除 後 の 金 額				所 得 控 除 の 額 の 合 計 額				源 泉 徴 収 税 額									
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円									
控 除 対 象 配 偶 者		配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)								16歳未満扶養親族の数		障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く。)		非 居 住 者 である親族の数							
老人		千 円		特 定		老 人		そ の 他		人		特 別		そ の 他									
有 従 有				人 従 人		内 人 従 人		人 従 人		人		内 人		人									
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円				千 円				千 円				千 円											
(摘要)																							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額		円			
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	
控除対象配偶者		(フリガナ)		氏名		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円					
控除対象扶養親族		(フリガナ)		氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ)		氏名		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号							
1		(フリガナ)		氏名		区分		2		(フリガナ)		氏名		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号							
2		(フリガナ)		氏名		区分		3		(フリガナ)		氏名		区分									
3		(フリガナ)		氏名		区分		4		(フリガナ)		氏名		区分									
4		(フリガナ)		氏名		区分				(フリガナ)		氏名		区分									
未 成 年 者		外 国 人		死 亡 退 職 者		災 害 者		乙 欄		本人が障害者		寡 婦 寡 夫		勤 労 学 生		中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日					
										特 別 其 他		一 般 別 夫				就 職 退 職 年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日					
支 払 者		個人番号又は法人番号		(右詰で記載してください。)																			
		住所(居所)又は所在地																					
		氏名又は名称		(電話)																			

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格 A 5) (第十条関係)

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する控除対象配偶者及び扶養親族の数を内書してください。
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
 - (ロ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 13 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 14 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載する氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 15 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 16 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものであるときに、○印を付けてください。
- 17 「

明	大	昭	平

」の欄には、該当欄に○印を付けてください。
- 18 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 19 ※印の欄には、記載しないでください。

地方税法第364条第7項の固定資産税納税通知書

第二十五号の三様式（第十四条関係）

(表 面)

第 号	納税者	住 所						
平成 年度		氏 名						
普 通 税	固定資産税	百	十	万	千	百	十	円
1 固定資産税決定の明細								
税 額	区 分	価 格	課税標準額	税 率	税 額	徴収税額		
	土 地							
	家 屋							
	償却資産							
	合 計					円	円	
2 各納期の納付額及び納期限								
期 別	納 付 額	納 期						
第 1 期		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
第 2 期		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
第 3 期		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
第 4 期		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
納付場所								
<p>上記のとおり各納期によって納め下さい。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>市 長 村 長</p> <p>氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

(裏面)

- 1 この納税通知書は、地方税法(以下「法」という。)第364条第5項の規定によつて徴収する固定資産税の納税通知書として交付されるものであつて、法第364条第5項の固定資産以外の固定資産に対する固定資産税については、別に固定資産税の納税通知書が交付されるものであります。
- 2 この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格(法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、附則第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受ける固定資産にあつては、その固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、法第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額をいう。以下同じ。)であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によつて仮に算定した税額(以下「仮算定税額」という。)であります。
- 3 「徴収税額」は、仮算定税額の2分の1の範囲内の額であり、「各納期の納付額」は、仮算定税額を納期の数で除して得た額の範囲内の額であります。この納税通知書によつて徴収する固定資産税の総額は、「徴収税額」をこえることができないことになっております。
- 4 法第389条第1項の規定によつて固定資産の価格等の通知が行われた場合においてはその通知に基いて算定した当該年度分の固定資産税(以下「本算定税額」という。)を徴収することとなります。この場合において、すでに賦課した税額が本算定税額に満たない場合においては、法第389条第1項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を追徴し、すでに徴収した税額が本算定税額をこえる場合においては法第17条又は第17条の2の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当します。
- 5 この納税通知書の記載事項に不服がある場合においては審査請求を納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長村長にすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(市長村長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市町村長にすることができます。
- 6 各納期までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法律の定めるところによつて延滞金が徴収されます。

備考 道府県の納税通知書の様式は、これに準ずるものであること。